

府中市バリアフリー基本計画【概要版】

第1章 計画の策定に当たって【本編P.1～】

(1) 計画の概要

背景と目的

本市では、平成16年1月に府中市交通バリアフリー基本構想（以下「旧基本構想」といいます。）を策定し、府中駅及び府中本町駅を中心に、旅客施設、バス、道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。

旧基本構想の策定から21年が経過する中で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）が施行されたほか、高齢者数の増加や障害への理解の促進など社会情勢も変化しています。

このような状況の中、本市において誰もが円滑に移動や施設の利用ができるよう、面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的として、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」といいます。）及び移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」といいます。）を一つに取りまとめ、府中市バリアフリー基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

期間

令和7年度から令和16年度までの10年間
5年ごとの評価を令和11年度及び令和16年度に行うこととします。

(2) 検討方法

本計画は、バリアフリーや交通を専門とする学識経験者を中心として構成する府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会（以下「推進協議会」といいます。）を設置し、市民の意見を収集する機会を設けながら、3年にわたり検討を行ってきました。



第2章 本市のバリアフリーに関する現状と課題【本編P.11～】

(1) バリアフリーに関する現状と課題

- バリアフリー法では、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する理念が明確化されました。また、障害者差別解消法では、差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が定められており、これらを踏まえた**バリアフリー化の理念・目標の設定が必要**です。
- 府中市都市計画マスタープランでは、にぎわいと活力のある拠点市街地の形成を目指し、各駅周辺を中心拠点、地域拠点、日常生活拠点に位置付け、都市機能の集積や交通結節点としての機能の強化等を図ることとしており、上位・関連計画等との整合を図った**促進地区や重点整備地区の設定が必要**です。
- 市内の高齢者数や知的・精神障害者数は増加傾向にあり、**より一層の特定事業等の設定による整備の実施や、心のバリアフリーの推進が必要**です。
- 市内14駅の全ての鉄道駅でバリアフリールートが1ルート以上確保され、車椅子利用者用トイレも整備されています。一方で、ホーム安全対策については、JR 南武線の府中本町駅、分倍河原駅及び西府駅に可動式ホーム柵が設置されていますが、それ以外の鉄道駅は内方線付点状ブロックの設置にとどまっているため、**生活関連施設や特定事業等の設定などによる更なる整備の促進が必要**です。
- 旧基本構想における特定事業等の完了率は69.1パーセントであり、継続実施中の事業の割合を合わせると93.8パーセントとなっています。**継続実施中の事業や未完了の事業については、引き続き事業を本計画に位置付け、バリアフリー化を推進する必要があります。**また、バリアフリー法において新たに追加された**建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、教育啓発特定事業の追加の検討**や各種ガイドラインを踏まえた**整備基準への適合**、特定車両として追加された**タクシー等の特定事業の追加も検討が必要**です。

(2) バリアフリーに関する市民からの意見

本計画の策定に向けて、旧基本構想の評価や新たな課題の整理等を目的に、次の取組を実施し幅広く意見を収集しました。

アンケート調査

地域懇親会

まち歩きワークショップ

(3) 計画の策定の方向性

①理念・目標の充実

- 共生社会の実現、社会的障壁の除去等を踏まえた理念の充実
- 目標年次を令和16年度に設定

②地区の拡充

- 事業実現性・効果の高い地区を重点整備地区に設定
- バリアフリー化のボトムアップを図る地区を促進地区に設定

③生活関連施設・生活関連経路の充実

- 市内の主要な施設を生活関連施設に設定
- 生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路に設定

④特定事業等の取組の充実

- 未完了事業・継続実施中の事業の推進及び新たな特定事業の位置付け
- ソフト基準を踏まえた取組の実施
- 教育啓発特定事業の位置付け等による心のバリアフリーの推進
- バリアフリーマップ等を活用したバリアフリーに関する情報提供の充実
- 新たな視点によるバリアフリー環境の底上げ

⑤バリアフリー化の継続的な推進

- 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）の推進

⑥市民参加の充実

- 事業の推進段階でも市民参加が行える仕組みの検討

第3章 バリアフリー化の基本的な考え方【本編P.39～】

(1) 基本方針

誰もが利用しやすい公共交通機関を目指します。

鉄道・バス・タクシーのバリアフリー化の推進

誰もが利用しやすい生活基盤を目指します。

建築物、駐車場、都市公園等のバリアフリー化の推進

誰もが歩きやすいまちを目指します。

道路、信号機等の都市基盤の面的なバリアフリー化の推進

誰もが互いに理解し、支え合うまちを目指します。

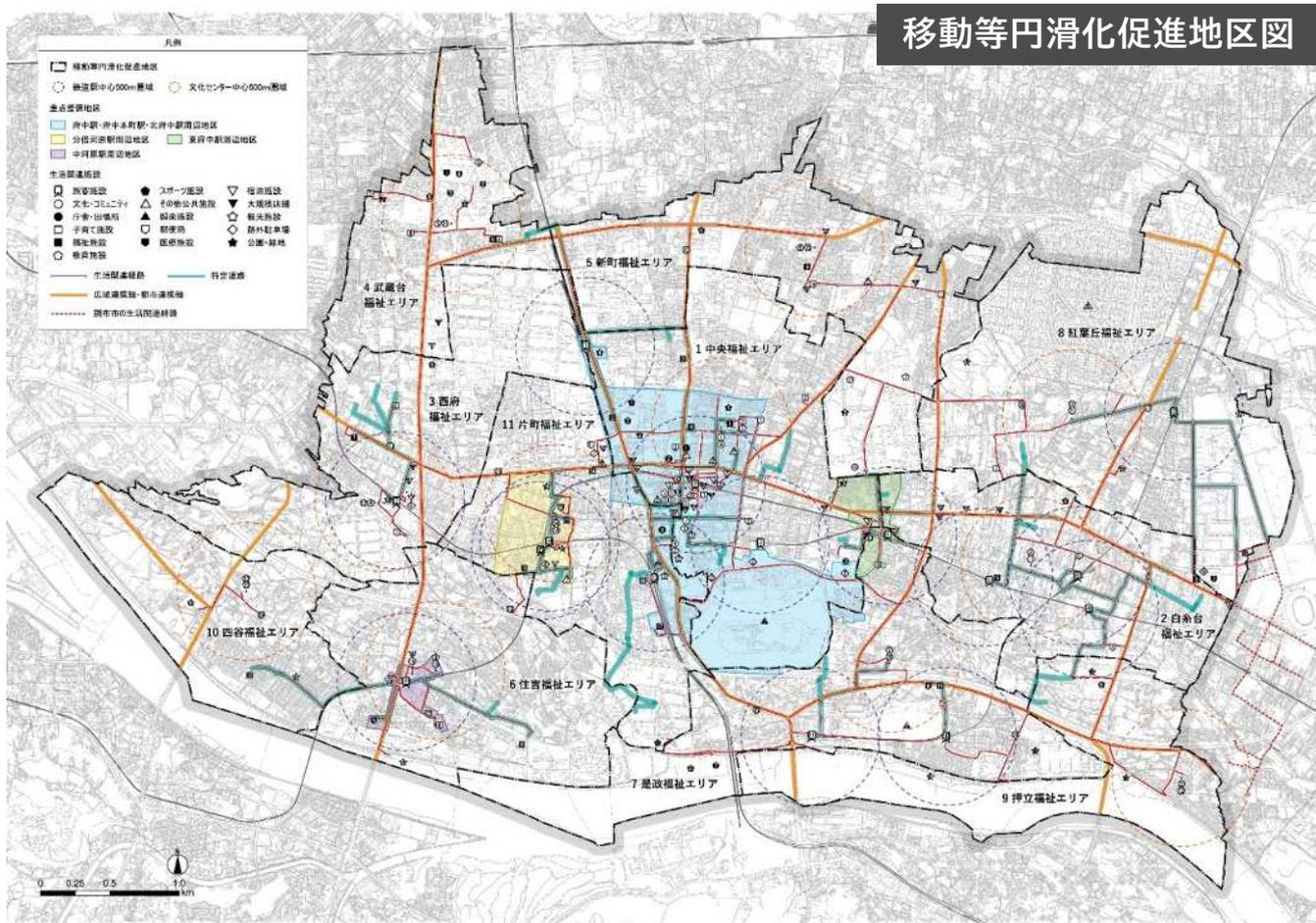
市民一人一人の心のバリアフリーの推進による社会的障壁の除去及び共生社会の実現

(2) 移動等円滑化促進地区の設定

本市では、文化センターを中心とした日常生活圏域(11エリア)を基礎単位として、それぞれの地域の特性に応じた取組や市民生活が行われています。これらの日常生活圏域におけるバリアフリー化のボトムアップを図り、市民生活の水準向上を目指すことが望ましいことから、**全ての日常生活圏域を含む市全域を促進地区に設定**します。

(3) 重点整備地区の設定

各日常生活圏域における利用状況、バリア状況、施設の配置状況等の評価結果を踏まえ、「鉄道駅周辺であること」、「評価点が高い日常生活圏域内に位置していること」、「上位関連計画における位置付けがあること」の要件に基づき、**府中駅、府中本町駅、北府中駅、分倍河原駅、東府中駅、中河原駅周辺において、生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区**を重点整備地区に設定します。



第4章 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進 【本編P.63～】

(1) 日常生活圏域別のバリアフリー方針

日常生活圏域におけるバリアフリー化のボトムアップを図り、市民生活の水準向上を目指すため、日常生活圏域別にバリアフリー化の促進に向けた方針を設定します。

中央福祉エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 府中駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を促進します。 ● 北府中駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を促進します。
武蔵台福祉エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園施設における更なるバリアフリー化を促進します。
住吉福祉エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 中河原駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を促進します。
是政福祉エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 東府中駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を促進します。
四谷福祉エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設における更なるバリアフリー化を促進します。
片町福祉エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 分倍河原駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を促進します。 ● 府中本町駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を促進します。
全エリア共通 (白糸台・西府・新町・紅葉丘・押立福祉エリアを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活関連経路における歩行環境の安全性・利便性の向上を促進します。

(2) 事業種別のバリアフリー方針

バリアフリー化を促進していく対象として、次の5つの項目について、基準等や収集した市民からの意見を踏まえ、バリアフリー化に関する配慮事項を整理しました。

《バリアフリー化に関する配慮事項》 ※主なものを抜粋

①公共交通

- ・【旅客施設(エレベーター)】浮き彫りボタンや音声案内を整備することなどにより、視覚障害者が操作しやすい操作盤となるよう配慮する。
- ・【バス(乗降場)】乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
- ・【タクシー】車椅子利用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)の導入を促進する。 浮き彫り文字が表示された操作盤▶



②道路

- ・【歩道のある道路】2m以上の幅員を確保し、平坦で、凹凸のない滑りにくい舗装とする。
- ・【歩道のない道路】電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮する。

③交通安全(信号機等)

- ・音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を促進する。

⑤都市公園

- ・主要な園路は平坦で固く締まっていて滑りにくい舗装とする。
- ・インクルーシブ遊具の設置を促進する。

④建築物(駐車場を含む)

- ・道路と建物の連続性に配慮し、段差や勾配の解消等を実施する。
- ・利用者に配慮した車椅子利用者用トイレを設置する(大型車椅子の使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保、排せつや着替えの介助が可能な大型ベッドの設置、等)。
- ・触知案内図を設置する場合は、音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が設置位置を把握できるように配慮する。



大型ベッド▶

(3) ソフト施策等の推進

本市では、次のソフト施策等に取り組んでいきます。(※主なものを抜粋)

- 心のバリアフリーの推進 : 福祉まつりの実施、防災まち歩きの実施、障害者スポーツの普及啓発
- 情報のバリアフリーの推進 : コード化点字ブロック等の先端技術による音声情報案内サービスの提供 等
- その他のソフト施策等の推進: 市立小・中学校のバリアフリー化 等

第5章 重点整備地区における特定事業等の推進 【本編P.107～】

重点整備地区のバリアフリー化を促進するため、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業及び教育啓発特定事業を本計画に位置付けます。

≪特定事業を実施する事業者及び事業の数≫

重点整備地区	府中駅・府中本町駅・北府中駅周辺重点整備地区	分倍河原駅周辺重点整備地区	東府中駅周辺重点整備地区	中河原駅周辺重点整備地区	合計
事業者数	39	18	14	13	84(49)*
事業数	463	176	89	125	853

※()内は、重複した事業者を除いた数

≪事業種別特定事業等の内容≫ ※主なものを抜粋

事業種別	特定事業等の内容
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・【旅客施設】車椅子使用者が利用しやすいよう、券売機に見やすく手が届きやすいタッチパネル等を設置する。 ・【旅客施設】ホームドアや可動式ホーム柵を設置する。 ・【バス】道路管理者や交通管理者と連携し、安全な待合スペースを確保するとともに、ベンチや上屋の設置を促進する。 ・【タクシー】乗務員による案内やサポートなどの対応を充実させる。
道路特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市都市・地域交通戦略に基づく施策として、道路の再整備を行う。 ・電線共同溝事業により、無電柱化を推進し、歩行者の通行の妨げにならないように配慮する。 ・関係者と連携し、中河原駅前の歩道橋にエレベーター等の移動等円滑化が可能か検討する。
交通安全特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機を改良する(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)。 ・エスコートゾーンを整備する(必要に応じて実施)。
建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な広さの確保や、大型ベッド、鏡や姿見、目隠し用のカーテンの設置を含め、利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを整備する。 ・浮き彫りボタン、音声案内、窓ガラス、鏡、両側車椅子用操作盤の設置等を行うことで、利用しやすいエレベーターを整備する。 ・聴覚障害者が緊急時等にトイレやエレベーター等で状況を把握できるようにするため、文字や光による情報の伝達等を行う設備を設置する。
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用駐車施設の配置や、その分かりやすい表示、乗降スペースや屋根の設置等により、利用者に配慮した駐車場を整備する。
都市公園特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の車輪や白杖が入り込まないよう、集水ますの蓋には穴や溝の小さいものを採用する。 ・触知案内図の設置に合わせて、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行うことにより、視覚障害者が触知案内図の設置位置を把握できるように配慮する。
教育啓発特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。 ・エレベーターや車椅子使用者用トイレ、車椅子使用者用駐車施設の優先利用について、分かりやすい場所に案内を掲示するなどして利用者へのマナーの啓発を推進する。

第6章 計画の推進に向けて【本編P.171～】

(1) 実現に向けた取組

1 市民及び関係事業者への本計画の周知・啓発

本計画に基づく取組を推進するため、生活関連施設及び生活関連経路の施設設置管理者等を始め、関係する事業者や市民へ本計画の内容の周知・啓発、協力依頼を実施していきます。

2 特定事業計画の作成及び特定事業等の実施

重点整備地区における施設設置管理者等は、本計画の策定後1年を目途に特定事業計画を作成し、本市が特定事業計画の取りまとめ及び公表を行います。その後、特定事業計画に則した事業を実施し、定期的に事業の進捗管理を実施します。

3 施設設置管理者間の連携

施設設置管理者間が連携し、バリアフリー化を進めるため、各事業者による取組の情報共有を図るなど、支援を行っていきます。

4 本計画策定後の市民参加の推進

本計画の策定に当たっては、多様な市民参加の機会を設け、意見を聴取し、市民と施設設置管理者等の相互理解を図れるよう取り組んできました。本計画の策定後も、市民参加の機会を探りながら、市内のバリアフリー化に向けた取組を進めていきます。

5 届出制度によるバリアフリー化

バリアフリー法では、促進地区において、旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する30日前までに市に届け出ることとされています。

市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認める場合に、届出者に対し必要な措置の実施を要請できることから、バリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

(2) 本計画の段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)

本計画の策定以降も、推進協議会を引き続き設置し、本計画に基づく特定事業計画の作成(Plan)、事業の実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルに基づき、本計画の段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を推進します。



図 スパイラルアップの流れ

府中市バリアフリー基本計画【概要版】

編集・発行：府中市都市整備部計画課

〒183-0056 東京都府中市寿町1-5 府中駅北第二庁舎7階

電話 042-335-4325